



公海上の航行の安全確保に関する国際法と国際協力の課題ーソマリア沖海賊の訴追を中心にー

盛山, 正仁

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2013-03-25

(Date of Publication)

2013-05-08

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲5752

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1005752>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名 盛山 正仁

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目 公海上の航行の安全確保に関する国際法と国際協力の課題—ソマリア沖海賊の訴追を中心に—

審査委員 主査 教授 坂元茂樹
教授 齋藤 彰
教授 中野俊一郎

一 本論文は、国際社会を悩ませているソマリア沖海賊からいかにして船舶の航行の安全を確保するかという問題について論じた研究論文である。1991(平成3)年以降、ソマリアは内戦により国土が荒廃し、国民の生活状況が悪化した。国連をはじめとする国際社会は、1992(平成4)年から国連ソマリア活動(UNOSOM I)を、1993(平成5)年からは第2次国連ソマリア活動(UNOSOM II)を行うなどソマリアへのPKO活動を通じて、ソマリアの平和、安定及び人道的支援を開始した。しかし、これらの活動も内戦の悪化により1995(平成7)年3月には停止された。その間、北部のソマリランドは独立を宣言し、中部のプントランドは自治州として活動し、2005(平成17)年に暫定連邦政府(TFG)が発足したものの、イスラム武装勢力アルシャバブ(Al Shabaab)との武力抗争が絶えず、南部のモガディシオ周辺の一部地域を実効支配するものの、全土を掌握するに至らなかった。こうした中で、TFGは、2012年8月20日の暫定統治期間終了に向け、国連や国際社会の後押しを得て、8月に暫定憲法を採択するとともに、新連邦議会を招集し、9月にハッサン・シェイク・モハムッド大統領を選出し、10月にはアブディ・ファラ・シルドン首相が就任した。ついに、11月には新内閣が発足し、過去21年間で初めて統一政府が樹立された。上記のような長年の紛争状態の継続による不安定なソマリア情勢は、ソマリア沖・アデン湾で発生している海賊の温床ともなっている。

本論文の主題である海賊の起源は、紀元前に遡る。1932年に作成された海賊に関するハーヴァード草案の序文では、「大規模な海賊は遠い昔に消滅しており、公海におけるあらゆる種類の海賊は散発的に起こるにすぎず、海賊は、国際法上の重要性を失った」と記述されていたにもかかわらず、1970年代以降海賊の事案が急増した。海賊は、1982(平成元年)年以降マラッカ・シンガポール海峡で深刻な問題となり、国際海事機関(IMO)で国際的な対応策が協議されるとともに、日本が中心となって、2004(平成16)年にアジア海賊対策地域協力協定が締結された。これにより、アジア海域での海賊の抑圧に成功したものの、今度はこれに代わって、ソマリア沖・アデン湾で海賊事案が多発するようになった。

2005(平成17)年以降、ソマリア沖海賊は世界食糧計画(WFP)がチャーターしたソマリアへの食糧支援船を乗っ取ったのをはじめ、各国のタンカーや貨物船などを攻撃し、船員を人質にとって身代金を要求するようになった。ソマリア沖、アデン湾及び紅海は欧州とアジアを結ぶ重要航路であり、年間1万6000隻から2万隻の船舶がソマリア周辺海域を通過し、全世界の12%の石油積み荷が運ばれている。日本関係船舶も年間約1,800隻が同海域を航行しており、日本にとっては石油とLNGの輸送路が海賊によって脅威にさらされている事態といえる。本来、沿岸国であるソマリアが海賊を取り締まるべきであるが、破綻国家となったソマリアには実効的にこれを取り締まる能力がなく、国連やIMOを中心に

各国が協力して海賊対策を行っている。日本をはじめとする主要国は、軍艦等を派遣してアデン湾を中心に海上警備にあたり、海賊の取締りを行っている。

慣習国際法は、海賊に対して「人類共通の敵」としてすべての国家が普遍的管轄権を行使することを認め、1958年の公海条約及び1982年の国連海洋法条約でも海賊行為の抑止等が明文で規定されている。しかし、国連海洋法条約は海賊の取締りについて規定するものの、その後の司法手続についての規定が存在しないため、ソマリア海賊に対する各国の実際の対応は分かれている。本国に移送して裁判にかける国もあれば、ソマリアの近隣諸国（たとえば、ケニア）に引き渡しを行う国もあり、さらに海賊訴追のための国内法の不備を理由に海賊を武装解除した後には釈放する国もある。現在、海賊の訴追のあり方について国連を中心に議論がなされているが、未だ結論に達していない。

盛山 正仁氏は、ソマリア沖海賊抑止のための国際法と国際社会の協力のあり方について、国連海洋法条約上、多くの解釈上の問題を提起している本主題に果敢に取り組み、とりわけソマリア沖海賊の訴追について包括的な分析を行っている。盛山氏は国会議員として活躍される以前は、国土交通省に勤務（情報部長を最後に退職）され、特に海事関係の分野においては政府の政策決定の中核を担われた経験を有するとともに、国会議員になられた後も日本の海洋政策の骨格を担う海洋基本法成立にあたって、議員立法の作業に参画されるなど豊富な経験を有している。こうした豊富な経験に裏打ちされた法的分析は、地に足の着いた着実な議論の展開へと結びついている。本論文は、海賊に関するこれまでの研究や議論を踏まえた上で、海賊訴追の国際規制の展開と動向を辿りながら、国家による海賊に対する執行管轄権と司法管轄権の行使に照明を当て、海賊行為抑止のための国際協力のあり方について検討するものである。

二 論文内容の概略は、以下の通りである。

本論文は5章に分かれている。研究の目的に関する第1章に続いて、第2章ではソマリア沖海賊問題の背景を、第3章ではソマリア沖海賊問題への対応を、第4章ではソマリア沖海賊問題の解決に向けての課題を、第5章のおわりには国際法と国際協力の課題について論じている。

まず、第1章では、ソマリア沖海賊の解決のための課題を明らかにするとともに、研究対象の絞り込みを行っている。次に、第2章では、ソマリア沖海賊問題の背景として、第1節では古代・中世の海賊から、大航海時代における海上支配権をめぐる争いと私掠船の歴史を、さらに現代のマラッカ・シンガポール海峡における海賊とソマリアの海賊を検討する。歴史的にみると、古代ギリシャにおける海賊は戦争行為としての側面を有しており、ローマ・カルタゴ間のポエニ戦争を決定したのはローマ海賊による海上権力であったとされる。中世においても、異教徒に対する海賊行為は戦争の手段と考えられていたという。先発植民地国であるスペインとポルトガルの海上支配に抵抗する後発植民地国であるイギリス、フランス及びオランダなどは、「海賊に信任を与えた私掠船」を用いてスペインやポルトガルの財産を海上略奪させ、海戦に参加させるようになった。こうした行為は16世紀

から18世紀にかけて行われたが、19世紀の国民国家の成立により近代的な警察や軍隊が組織されるようになると、海賊を犯罪行為として制圧するようになったとされる。そして、近年のマラッカ・シンガポール海峡の海賊（厳密に言えば領海で行われているため、公海上の海賊と区別するため海上武装強盗の用語が使われる。）とソマリア沖海賊の実態に筆を進め、海賊行為抑止のための武装警備員の乗船問題を取り上げている。海賊の長い歴史が、きわめて要領よく記述されている。

第2節では、二つの主要な海賊ネットワークが存在するといわれている、ソマリアの現状について紹介している。そして、各国の警戒活動によりアデン湾での海賊事例は減少するものの、ソマリア沖全体の海賊件数が減少しない現状を実証的手法で明らかにしている。なお、ソマリア沖海賊のビジネスモデルは人質をとっての身代金請求であるが、身代金の30%は実行行為を行った海賊に、10%は陸上における海賊の仲間に、10%が地域コミュニティに、50%が出資者に分配されていることを盛山氏は明らかにする。そして、第3節ではこうした海賊に遭遇している海運や船員の現状について、また第4節では船舶の航行の安全を確保するための仕組みを紹介するなど、海事分野の専門家としての面目躍如たる分析が行われている。そして、第5節で海賊に対して国際法がどのように向き合ってきたかを確認し、次章の分析につなげている。

第3章では、ソマリア沖海賊問題への対応と題し、第1節でIMOのジブチ行動指針の策定などの取り組みを明らかにするとともに、海賊襲撃を防ぐための民間海上警備会社の武装警備員の取り扱いに関するIMO第90回海上安全委員会(MSC90)の最新の審議の状況を紹介している。第2節では国連の取り組みを紹介するが、とくに安全保障理事会の動きのみに着目しがちであるが、盛山氏は、第3節で多様な国際機関の協力的取り組みを紹介するなど、とすれば海賊の国際法上の理論的分析に傾きがちな研究者の視点とは異なり、実務経験を積んできたキャリアを生かした目配りが本章の随所にあらわれており、大いに参考になる。そして第4節で日本の取り組みを紹介するが、みずから参画した議員立法の「海洋基本法」の説明などは誠に要領を得た説明になっている。同基本法第3条は、「海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない」と規定するとともに、第21条1項で、「海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする」と規定し、海賊対処法成立の流れを作ったのであるが、当時、国会議員としてこの問題に深くかかわった人でなければわからない審議状況の説明も行われている。そして、日本の海賊対処行動が、豊富な図表を伴って、紹介されている。

第4章では、ソマリア沖問題解決に向けての課題として、まず第1節で国際法の課題が取り上げられている。盛山氏は、「国際問題への対応と国際法の問題を混同してはならないものの、近年の海賊問題は主権国家の領域内における武装強盗を含めて一体として扱っていることを認識しなければならない」(165頁)と指摘し、「そもそも海賊行為の定義が狭すぎる」との批判があるところでもあり、管轄権の問題を含め、海賊の定義の明確化、改善に向けての検討が求められる」(165-166頁)とする。その具体的批判は、海洋法条約第101

条の「海賊の定義」における「私的目的」に向けられる。盛山氏は、私的目的について、「海賊が単に『海の強盗ないし略奪者』と考えられていた時代に成立した定義であり、現在では環境保護団体や反捕鯨活動団体の活動はどこまでが公的目的のものであるとすべきかについて問題となっている」とし、シーシェパードやグリーンピースなどの「公的関心ということを建前（隠れ蓑）にしての破壊活動は許されない」（166頁）との立場を表明している。

第5章では、「そもそも、ソマリア沖海賊事案は本来ソマリアにおいて裁判に付すべきであり、そのための国内法の整備が必要である」（187頁）との観点から、ソマリアの司法システム構築に対する国際社会の支援の必要性を唱える。同時に、「ソマリアにおける近代的な法整備に相当な時間がかかるものと考えられる」ことを指摘した上で、「途上国における法の整備は法典の存在のみでは不十分であり、国内法の整備に加え、裁判所、戸籍、住民登録等の司法システムもなくてはならない」（184頁）との冷静な評価を加えている。

本論文は、5章から構成され全体で212頁の論文であるが、国際法的分析にとどまらず、第2章では、盛山氏が国土交通省の役人時代に培った海事の知識も応用し多面的な分析を行っている。これまで、ともすれば国連海洋法条約の解釈論に偏りがちであった学界の議論に対し、外航海運の実態を踏まえた上での海賊の訴追をめぐる考察を行っており、海運業界にも受け入れられやすい、総じて妥当な結論になっているといえよう。

盛山氏の鋭い分析能力は本論文の随所にみられる。たとえば、海賊に対する普遍的管轄権の分析においては、「執行管轄権は普遍的に認められているものの、司法管轄権が伴わなければ実効性のある海賊の取り締まりを行うことはできない」（169頁）とし、「設定される管轄権が属地主義、属人主義に基づく管轄権に留まる場合には、自国と関係を有しない人間、船舶等に対する海賊行為を訴追することは困難である」ことを喝破し、「国内法上の根拠が整備されていなければ、実際に海賊を取締り、処罰することは困難となる」（170頁）ことを指摘する。さらに、海賊を拿捕した国が近隣国であるケニアなど第三国に海賊を引渡し、海賊が訴追されている現状については、海賊抑止の協力義務を掲げた海洋法条約第100条を根拠に、「海賊の拿捕と裁判を異なる国が行うことによっても、海賊行為の抑止につながれば、その目的に合致する」（171頁）との現実的な解釈を示している。いずれも妥当な評価と思われる。

もっとも、国際人権法の観点からすれば、海賊の人権に関する自由権規約の解釈についてやや物足りない印象を受ける。しかし、こうした問題の指摘は、本論文の学術的な価値を本質的に損なうものではなく、むしろ、そこで示された研究内容が一定の高い水準を有するがために引き出されるものであり、その意味で、本論文がそれ自体として高い学術的価値を有することに全く変わりはない。本論文は、従来の研究の枠を越えた新たな視点からの意欲的な海賊に関する論文と認められる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である盛山正仁氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成25年 3月 6日

審査委員 主査 教授 坂元茂樹

教授 齋藤 彰

教授 中野俊一